

平成20年5月27日

三洋商事株式会社

代表取締役 上田 博 康 殿

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理事長 村田 成 二



平成20年度地域地球温暖化防止支援事業助成金交付決定通知書
(代替フロン等3ガスの排出抑制設備の導入・実用化支援事業)

平成20年4月14日付申請があった平成20年度地域地球温暖化防止支援事業助成金については、地域地球温暖化防止支援事業(代替フロン等3ガス対策)助成金交付規程第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 助成金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成20年4月14日付をもって申請のありました平成20年度地域地球温暖化防止支援事業助成金交付申請書の記載のとおりとします。
2. 助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額は次のとおりとします。

助成事業に要する経費	17,160,000 円
助成対象経費	17,160,000 円
助成金の額	11,439,000 円

ただし、助成事業の内容が変更された場合における助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとします。
3. 助成対象経費の配分及びこの配分された費用に対応する助成金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
4. 助成金の額の確定は、助成対象経費の費目ごとに配分された経費の実支出額に助成率を乗じて得た額と、これらに対応する助成金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
5. 助成事業者は、以下の交付条件に従って助成事業を実施しなければなりません。
 - 一 助成事業者は、交付規程、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業を行うこと。
 - 二 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、交付規程第11条の規定に基づき速やかに機構に報告し、その指示を受けること。